

九  
五

478

## 日月送受號番先議合

第 號 送 受	第 號 送 受	第 號 送 受
月 日	月 日	月 日

標起の件に關し別紙通り訓令したい。  
左あ向する。

都道府縣勞働基準局

都道府縣勞働基準局處務規程を、次のように定める。

右訓令する。

昭和二十二年六月一日

厚生大臣

一松 宜光

都道府縣勞働基準局處務規程

~~及ハ三級官の職務の進退を、~~

第一條 都道府縣勞働基準局長は、二級官及び勞働基準監督官となる。

第二條 都道府縣勞働基準局長は、管轄區域外に出張しようとするときには、厚生大臣の承認を受けなければならない。但し、一日間の出張については、この限りでない。

第三條 都道府縣勞働基準局長は、次の事項を、專決することができる。

一、主級官(勞働基準監督官となるべき者を除く)、嘱託、雇員及び傭人の進退~~及ハ其に關する事項~~。

二、局内各課の定員~~及び局員~~、課長を除くの職務擔任に關する事項

三、局員の内國出張に關する事項

四、局員の除服出仕及び請暇に關する事項

第四條 都道府縣勞働基準局の各課に課長を置き、二級官を以てこれに充てる。但し、東京、京都、大阪、神奈川、兵庫、愛知、福岡及び北海道の都道府縣勞働基準局以外の都道府縣勞働基準局の庶務課長は、三級官とする。

課長は、厚生大臣がこれを補職する。

課長は、都道府縣勞働基準局長の命を受けて、課務を掌る。

第五條 都道府縣勞働基準局長に事故があるときは、~~厚生大臣~~課長がその職務を代理する。

都道府縣勞働基準局長及び監督課長が共に事故があるときは、厚生大臣の指定する課長がその職務を代理する。

第六條 都道府縣勞働基準局長は、次の事項を速かに報告しなければ

ならない。

十二 三級官（勞働基準監督官となるべき者を除く）の進退賞罰に関する事項

第十七條 各課の定員及び三級官以上の局員各課の配属に関する事項  
その他の重要と認める事項

第七條 都道府縣勞働基準局長は、本省に提出すべき書類は、これを厚生省勞働基準局長に送付しなければならない。但し、(つづけ)をりをせん場合、(つづけ)ニテアリヘシ。

特別な事由について

① 知事理令ハ 県長命令

430

裏面白紙

431

厚生省訓第4-10号

都道府県労働基準局處務規程を、次のように定める。

右訓令する。

昭和二十二年六月四日

厚生大臣 一松定吉

## 都道府縣勞働基準局處務規程

第一條 都道府縣勞働基準局長は、二級官吏の功過及び三級官吏の進退賞罰を、厚生大臣に呈狀しなければならぬ。

第二條 都道府縣勞働基準局長は、管轄区域外に出張しようとするときは、厚生大臣より承認を受けなければならぬ。但し、一日間の出張については、この限りでない。

第三條 都道府縣勞働基準局長は、次の事項を専決することができる。

- 一 嘱託、雇員及び傭人の進退賞罰に関する事項。
- 二 局内各課の定員及び局員へ課長を除く。の職務擔任に関する事項。
- 三 局員の内國出張に関する事項。
- 四 局員の除服出仕及び請暇に関する事項。

第四條 都道府縣勞働基準局の各課に課長を置き、二級官吏を以て、これに充てる。但し、東京、大阪、神奈川、兵庫、愛知、福岡及び北海道の都道府縣勞働基準局以外の都道府縣勞働基準局の庶務關係の課長は、三級官吏とする。

課長は、厚生大臣が、これを補職する。

課長は、都道府縣勞働基準局長の命を受けて、課務を掌る。

第五條 都道府縣勞働基準局長に事故があるときは、厚生大臣の指定する課長がその職務を代理する。

第六條 都道府縣勞働基準局長は、次の事項を速かに報告しなければならない。

- 一 各課の定員及び三級官吏以上の局員各課の配属に関する事項。
- 二 その他重要な事項。

第七條 都道府縣勞働基準局長は、本省に提出すべき書類は、これを厚生省勞働基準局長に送付しなければならない。但し、特別の事項について別段の定めをなした場合は、この限りでない。